CITY OF YOKOHAMA

令和8年8月25日
減災対策推進特別委員会
配付資料

大規模街区火災及び富士山噴火等への備えと地域防災力強化について

防災・危機管理統括本部・都市整備局・消防局

OPEN YOKOHAMA 横浜市

１　大規模街区火災への備え及び地域防災力強化に向けた取組について

１）横浜市の地震火災対策

※大規模街区火災への対策は、特に被害が甚大になると想定される地震火災への対策を中心として取り組んでいます。

1）横浜市の地震火災対策

横浜市

地震火災の被害イメージ（阪神淡路大震災より）

電気火災などにより**同時多発的**に出火
（地震直後・通電再開時…）

火災や建物倒壊により通行困難
避難や救助、消火も困難

写真提供：神戸市

１）横浜市の地震火災対策

横浜市

平成26年 密集市街地における地震火災リスクを低減するため、
「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」を策定
⇒令和５年度～「**横浜市密集市街地における地震火災対策計画**」
（計画期間：～令和14年度）

・大地震における**焼失棟数半減**に向けた目標や、**建築物不燃化**、地域の**防災まちづくり活動の支援**等の取組を位置付けた計画

＜対象地域＞

重点対策地域（不燃化推進地域）
対象地域のうち、火災による被害が**特に**大きいと想定される地域（約1,140ha）

対策地域
対象地域のうち、重点対策地域（不燃化推進地域）を除く地域（約3,960ha）

「密集市街地」

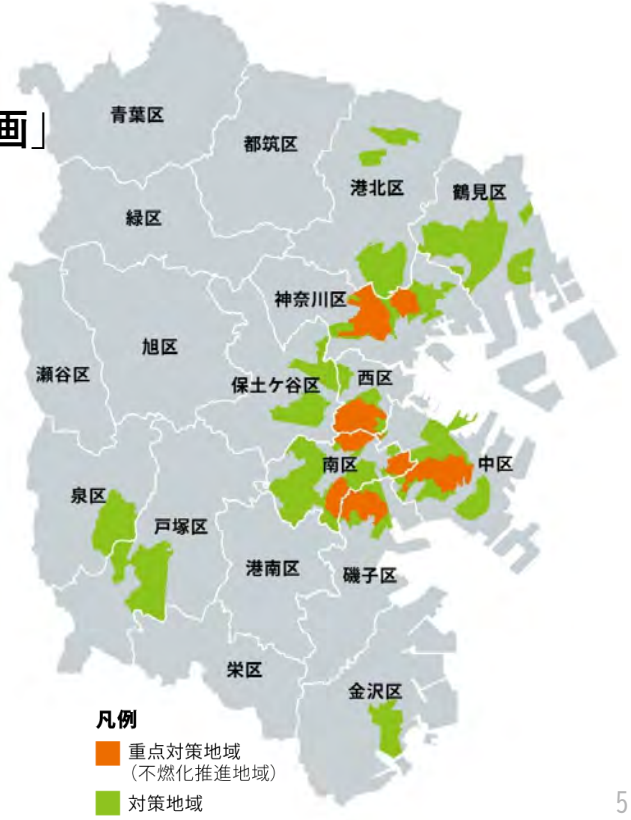

1）横浜市の地震火災対策

都心部の密集市街地

（西区の重点対策地域）

１）横浜市の地震火災対策

横浜市

横浜の密集市街地

１）横浜市の地震火災対策

横浜市

大地震による大規模街区火災発生時の消火体制強化

街区火災の延焼防止など、被害を軽減するための取組を進めています。

～初期消火器具の整備支援～

・地域の方々が消火活動を行う初期消火器具（初期消火箱・スタンドパイプ式）の設置・更新費用に対する補助金を交付

・年１回以上の訓練実施を消防署が支援

～消防団の充実強化～

・延焼火災防止に向けて、消防署との連携訓練を推進
・器具置場や積載車の整備を行うなど、消防団員の活動環境の充実

～消防水利の確保～

・消火栓使用不能時に備え防火水槽を整備
・消火用水を搬送できる大型水槽車の整備

～情報収集体制の強化、車両・資機材の整備～

・各消防署へのドローン配備
・消防ヘリコプターを活用した情報収集
・非常用消防自動車の充足
・無人放水銃、大量送水用ホース等の整備

～大規模街区火災に備えた消火戦術～

・災害規模に応じた消防隊の集中配備
・同時多発火災発生時は、住宅密集地域等の消火活動を優先

<初期消火箱>
固定式

<スタンドパイプ式初期消火器具>
可搬式

<消防団員連携訓練>

<情報収集用ドローン>

<大型水槽車>

<消防隊による大量放水>

２）密集市街地における主な施策

２）密集市街地における主な施策

【根拠となる方針や計画】
〇横浜市密集市街地における**地震火災対策計画**（R5改定）　〇**横浜市地震防災戦略**（R7改定）　ほか

【事業対象エリア】

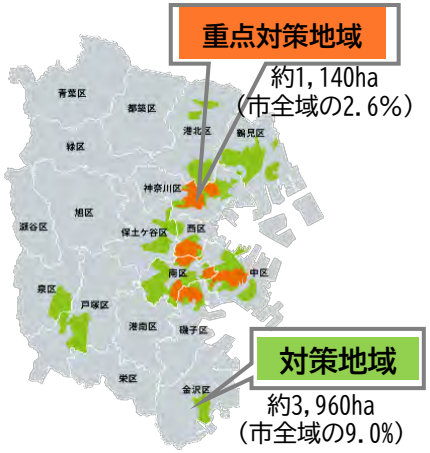

（市全域 約43,800ha）

「地震火災対策計画」における具体的な５つの取組

◆取組１　地震火災対策への意識醸成

◆取組２　延焼危険性の改善

・出火を防ぐ取組　：通電火災対策の推進、家具転倒防止器具の設置　…①

・初期の消火活動を支える取組：初期消火器具の整備等、初期消火器具を使用した消火訓練の実施　…②

・消火活動を強化する取組　：公設消防力の強化（防火水槽の整備等）　…③

・燃え広がりを防ぐ取組　：老朽建築物の解体と耐火性の高い建築物への建替え、建替え阻害要因の解消、延焼遮断帯の形成、公園や広場の整備　…④

◆取組３　逃げやすさの向上　：まちの避難経路等の改善、地域防災力の向上、狭あい道路の拡幅整備の促進、建築物の耐震化の促進　…⑤

◆取組４　地区単位での優先的・集中的な取組

◆取組５　発災後の復興まちづくりに向けた備え

2）密集市街地における主な施策

横浜市

⑤逃げやすさの向上

①出火を防ぐ取組

④燃え広がりを防ぐ取組

⑤逃げやすさの向上

②初期の消火活動を支える取組

③消火活動を強化する取組

④燃え広がりを防ぐ取組

※「横浜市密集市街地の地震火災対策」リーフレットより抜粋

2）密集市街地における主な施策

横浜市

【補助】感震ブレーカー等の設置・取付支援*1 …通電火災の発生抑制

①出火を防ぐ取組

※・**重点対策地域…全額補助**　・対策地域・その他の地域…一部補助

ブレーカーを切ることで、
家全体の通電を遮断するタイプ　補助対象

ばねの作動や重りの落下等により
ブレーカーを切って電気を遮断

※電気工事不要

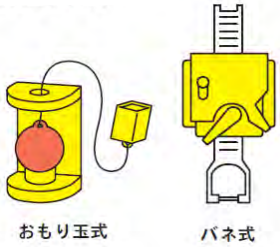

感震ブレーカーに接続した機器
のみの通電を遮断するタイプ　補助対象

既存のコンセントに差し込んで設置

※電気工事不要

【補助】家具転倒防止器具の設置・取付支援*2 …圧死・逃げ遅れ・火災の防止

※・**重点対策地域…全額補助**　・対策地域・その他の地域…一部補助

補助対象一例

L字金具

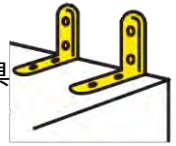

突っ張り棒

*1、*2 取付支援は要件があります。

2）密集市街地における主な施策

横浜市

建築物の不燃化―「防火規制の強化」

④燃え広がりを防ぐ取組

重点対策地域を**不燃化推進条例**※で「**不燃化推進地域**」として指定し、防火規制を開始
(平成26年12月公布 平成27年7月1日防火規制施行)

…不燃化推進地域内(防火地域を除く)においては、原則として全ての建築物を**耐火建築物**、**準耐火建築物**、又はこれらと同等以上の延焼防止性能を確保することができる建築物のいずれかとすることを義務づける。

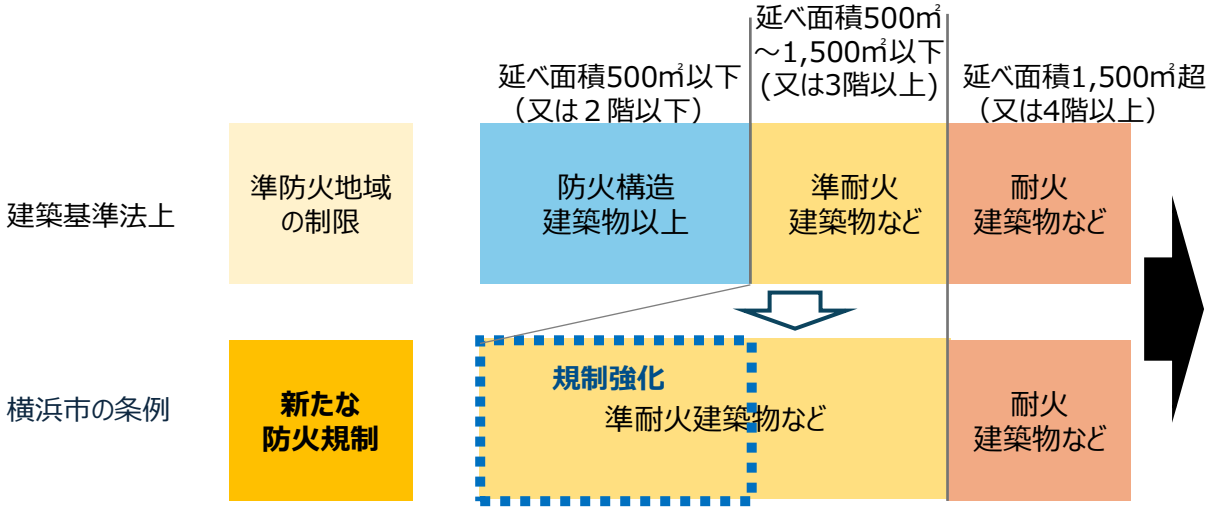

不燃化推進地域内では個人住宅等も含め、**準耐火建築物と同等以上**の性能にしなければ、建てられない

※横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例

2）密集市街地における主な施策

横浜市

【補助】建築物不燃化推進事業補助

④燃え広がりを防ぐ取組

重点対策地域（不燃化推進地域）と一部の対策地域において

①老朽建築物の**除却**(解体)

⇒旧耐震、耐用年数が過ぎている建築物が対象

②耐火性の高い建築物の**新築**

の工事を行った場合、

各150万円※の**補助**を実施

※解体：最大150万円

新築：最大150万円

2）密集市街地における主な施策

横浜市

「延焼遮断帯」の形成 ―地震火災対策重点路線

④燃え広がりを防ぐ取組

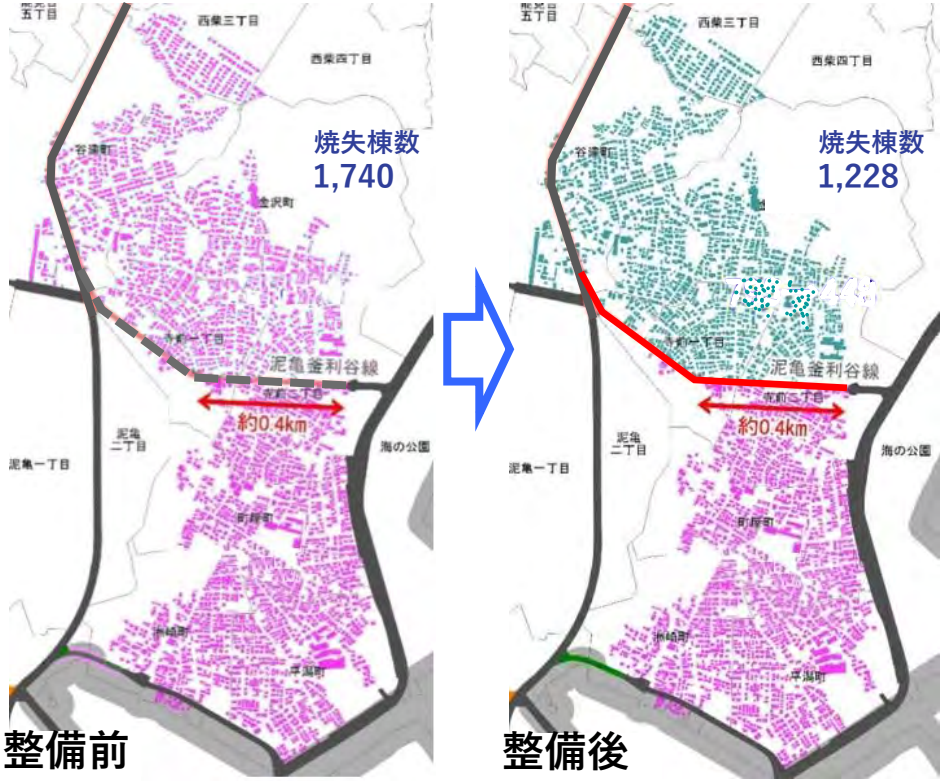

▲泥亀釜利谷線（金沢区）

「**地震火災対策重点路線**」として、延焼範囲を分断する都市計画道路を整備するとともに、沿道の建築物の不燃化促進を図り、延焼遮断帯を形成することで延焼被害の軽減を図る。

延焼遮断帯に資する都市計画道路の整備

六角橋線（神奈川区）

泥亀釜利谷線（金沢区）　など

2）密集市街地における主な施策

横浜市

防災型公園の整備… 主に既存協議会等(※)、新規協議会等に向けた取組

※協議会等：横浜市地域まちづくり推進条例に基づく地域まちづくりプランの認定を受けた団体

④燃え広がりを防ぐ取組
⑤逃げやすさの向上

地域の意見を反映し、**既存の公園を防災型公園に改修整備**（目標：令和15年度までに28カ所）

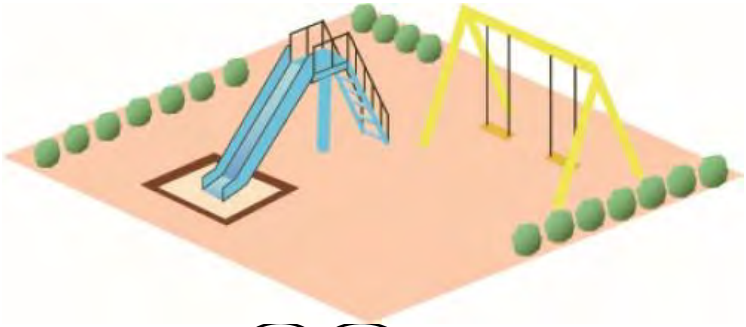

西区西戸部羽沢西部公園（令和５年度整備）

２）密集市街地における主な施策

横浜市

狭あい道路の拡幅…消防活動円滑化や避難迅速化を図るため狭あい道路の整備を促進　⑤逃げやすさの向上

金沢区寺前二丁目地区

（平成28年度整備）

南区井土ヶ谷上町地区

（令和４年度整備）

３）地域防災力強化に向けた取組

３）地域防災力強化に向けた取組

横浜市

④燃え広がりを防ぐ取組
⑤逃げやすさの向上

【補助】身近なまちの防災施設整備事業補助

・**自治会町内会などが行う**防災施設

（避難経路、防災広場、防災設備）の整備等に対して補助

<メニュー（抜粋）>

・「**まちの避難経路**」行き止まり改善
　行き止まりに扉を設置し、避難経路を確保

・「**まちの防災広場**」整備
　災害時に地域防災の活動の場となる広場の整備

・「**まちの防災設備**」設置
　防災倉庫や防災井戸、避難看板の設置など

３）地域防災力強化に向けた取組

事例）身近なまちの防災施設整備事業補助

▲行き止まり解消のための
扉設置(民地)

▲防災用井戸のポンプ整備

▼空家を除却し、交流の場としても使える防災広場を整備

【参考】防災広場の整備までの流れ

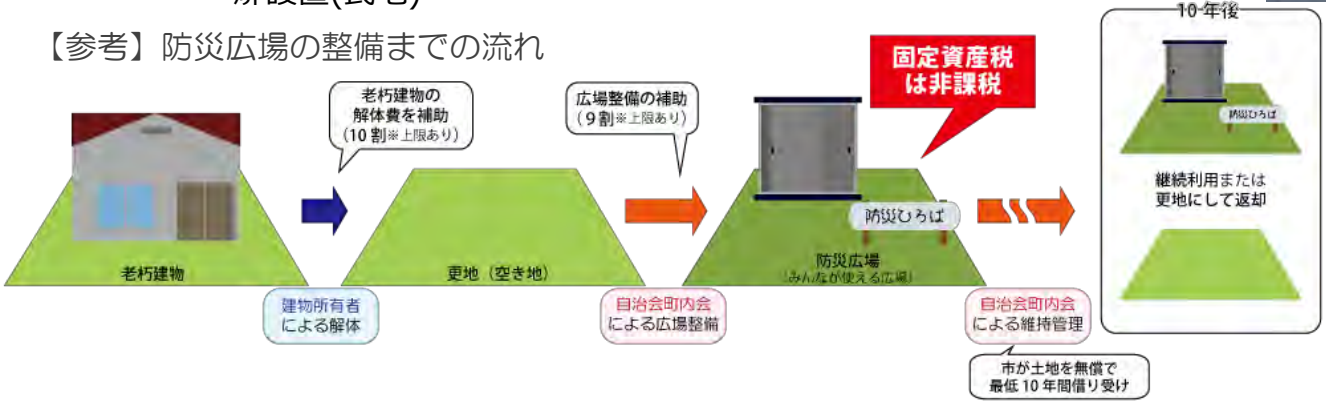

3）地域防災力強化に向けた取組

横浜市

防災まちづくり活動の活性化

⑤逃げやすさの向上

…地域の「防災力・消防力」の向上、協働で進める「防災まちづくり活動」

まち歩き

話し合い・情報共有

横浜市による支援

市職員

まちづくりの専門家

活動費用（事務費や印刷費など）

防災まちづくり計画の作成・防災まちづくりの実践

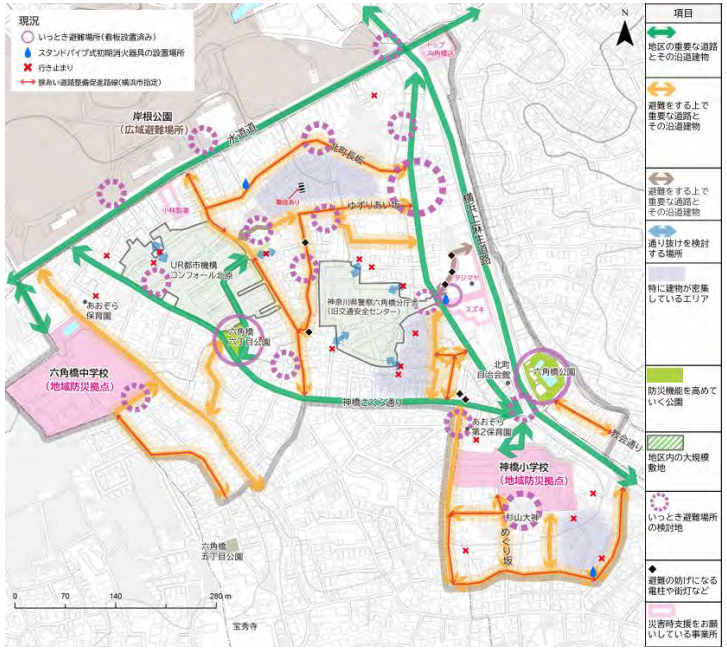

▼避難扉設置

▼避難経路の手すり設置

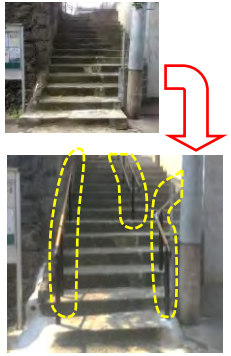

地震火災対策の支援メニュー一覧

いざという時に備えて、地震火災の対策しませんか？

自治会・町内会など地域団体向け

各支援メニューの詳細はこちら（リンク集）

重点対策地域・対策地域とは？

平成24年の地震被害想定に基づき、地震時の延焼火災により焼失する建物被害が集中する地域として、対策を進めています。

その中でも、特に延焼危険性の高い地域を重点対策地域として指定し、建築物の防火規制や除却・建替えへの補助など、重点的に地震火災対策の取組を実施しています。

【重点対策地域】
神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の各一部

【対策地域】
鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ケ谷区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、泉区の各一部

詳細はこちらをご覧ください

お悩み事		支援メニュー概要 ※各種制度は別途要件がありますので、詳細はWebサイト又は問合せ先にご確認ください。 重点対策地域	対策地域	その他の地域	お問合せ先☎ 市外局番は045)です。
防災まちづくりの活動を行いたい	地震火災リスクや避難ルートを知りたい 地域の防災施設や整備計画を検討したい	検討に必要なまちづくりの専門家の派遣、活動費用の一部を補助			都市整備局防災まちづくり推進課 ☎671-3595
	地域の防災活動の費用を支援してほしい	【町の防災組織活動費補助金】 町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用を、各団体の申請世帯数等に応じて支給します。 （1世帯160円）			各区役所総務課（防災担当） ＜重点対策地域のある5区は、以下のお問合せ先へ＞ 神奈川区 ☎411-7004 西区 ☎320-8310 中区 ☎224-8112 南区 ☎341-1225 磯子区 ☎750-2312
防災設備を整えたい	初期消火器具（スタンドパイプ等）を設置したい	【初期消火器具整備費補助金】 初期消火器具設置費用の一部を補助します。 ＜新規設置＞ 上限額 27万円 補助率 9/10 ＜新規設置又は更新設置＞ 上限額 20万円 補助率 2/3 ＜一部更新設置＞ 上限額7万円 補助率2/3			お住いの区の消防署 ＜重点対策地域のある5区は、以下のお問合せ先へ＞ 神奈川消防署 ☎316-0119 西消防署 ☎313-0119 中消防署 ☎251-0119 南消防署 ☎253-0119 磯子消防署 ☎753-0119
	防災倉庫や避難案内看板等を設置したい	【身近なまちの防災施設整備事業補助】 自治会・町内会等が整備する防災広場、避難経路、防災施設の整備費用を補助	上限額 50万円 補助率 9/10	上限額 25万円 補助率 1/2	都市整備局防災まちづくり推進課 ☎671-3595
地震火災の燃え広がりを防ぎたい	私有地をまちの防災広場として整備したい	上限額 150万円 補助率 10/10	上限額 150万円 補助率 9/10	上限額 75万円 補助率 1/2	
発災時スムーズに避難できるようにしたい	避難用の扉や手すり等を整備したい	上限額 1．行き止まり改善 30万円 2．中心杭等の設置 50万円 3．手すり等の安全対策 50万円 補助率 9/10		上限額 1．15万円 2．25万円 3．25万円 補助率 1/2	
	地域でまとまって狭い道路を拡幅したい	【狭あい道路拡幅整備事業（路線型）】 「まちづくりコーディネータ」を派遣し、「整備促進路線」に指定された道路の拡幅に向けた話し合いや、地権者の合意形成をサポートします。 話し合いの内容に沿って、市が後退用地の測量・整備（主な整備内容：塀等の除去、移設、道路の舗装等）			建築局建築防災課 （狭あい道路担当） ☎671-4544

個人・家庭向け

※1　対策地域のうち、防災まちづくり計画策定地区に限る
※2　昭和56年5月以前に建築されたもの
※3　昭和56年６月～平成12年５月末に建築されたもの
※4　過去２年間、世帯員全員の住民税が非課税である世帯

お悩み事		支援メニュー概要 ※各種制度は別途要件がありますので、詳細はWebサイト又は問合せ先にご確認ください。			お問合せ先☎ 市外局番は 045」です。
		重点対策地域	対策地域	その他の地域	
建築物の解体・新築・改修をしたい	部分的に改修し延焼火災から命を守りたい	【建築物開口部不燃化等改修事業補助】⇒「お問合せ先」① 防火性能・断熱性能の高い窓等への改修費用を補助します。（上限100万円/棟、複数回に分けて申請可） 上限額100万円 補助率3/4	※1の地域 上限額100万円 補助率2/3		①都市整備局防災まちづくり推進課 ☎ 671-3595 ②建築局建築防災課（耐震事業担当） ☎ 671-2943
	燃えにくい建築物を建築したい	【建築物不燃化推進事業補助】⇒「お問合せ先」① 解体や耐火性の高い建物への新築工事費用をそれぞれ上限150万円（最大300万円）まで補助します。 上限額150万円 補助率　3/4	※1の地域 上限額150万円 補助率　2/3		
	老朽建築物の解体したい 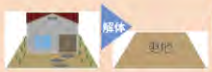	上限額150万円 補助率　3/4	※1の地域 上限額150万円 補助率　2/3	【住宅除却補助】⇒「お問合せ先」② 左記以外の地域で木造住宅の解体費用を補助します。 旧耐震基準（※2）：上限50万円 新耐震基準（※3）：一般世帯　上限20万円 非課税世帯（※4）上限 40万円	
	木造住宅（平成12年５月末以前に建築）を耐震改修したい	【木造住宅耐震改修促進事業】⇒「お問合せ先」② 平成12年５月以前に建築され、耐震性の無い木造住宅の改修工事費用の一部を補助します。 一般世帯　：上限115万円 非課税世帯(※4)：上限155万円			
地震時の出火を防ぎたい	感震ブレーカーを取り付けたい	【感震ブレーカーの設置・取付支援】 「簡易タイプ」及び「コンセントタイプ」の器具代を全額又は一部補助し、自宅へ送付。 高齢者・障害者等のみの世帯は取付支援します。 器具代全額補助	器具代上限額2,000円/個 補助率　1/2		株式会社アイヴィジット ☎ 0120-480-002 防災・危機管理統括本部 地域防災課 ☎ 671-3456
	家具転倒防止器具を取り付けたい	【家具転倒防止器具の設置・取付支援】 器具代を全額又は一部補助し、自宅へ送付。高齢者・障害者等のみの世帯は取付支援します。 器具代全額補助	器具代上限額2,000円/個 補助率　1/2		
発災時スムーズに避難できるようにしたい	危険なブロック塀を改善したい	【ブロック塀等改善事業】 道路等に面するブロック塀等について、①除却工事、及び②除却工事と併せて行う軽量フェンス等の新設工事費用を補助します。 上限額　①②併せて最大50万円			建築局建築防災課（事務担当） ☎ 671-2930
	自宅前の狭い道路を拡幅したい	【狭あい道路拡幅整備事業（一般型）】 「整備促進路線」に指定された道路の拡幅工事費の補助や市による舗装を実施します。 補助対象（上限単価あり）→拡幅部分の舗装費、拡幅部分にある支障物の撤去費			（狭あい道路担当） ☎ 671-4544
建物の安全性を確認したい	建物の耐火性や耐震性を確認したい	【木造住宅安全相談事業】⇒お問合せ先① 耐火・耐震性等の確認のため、専門家を無料派遣（重点対策地域及び※1の地域）		【木造住宅耐震診断士派遣】⇒お問合せ先② 耐震性能等の確認のため、専門家を無料派遣（左記以外の地域）	①都市整備局防災まちづくり推進課 ☎ 671-3595 ②建築局建築防災課（耐震事業担当） ☎ 671-2943

令和８年６月発行

２　富士山噴火等への備えについて

日本の活火山と観測体制

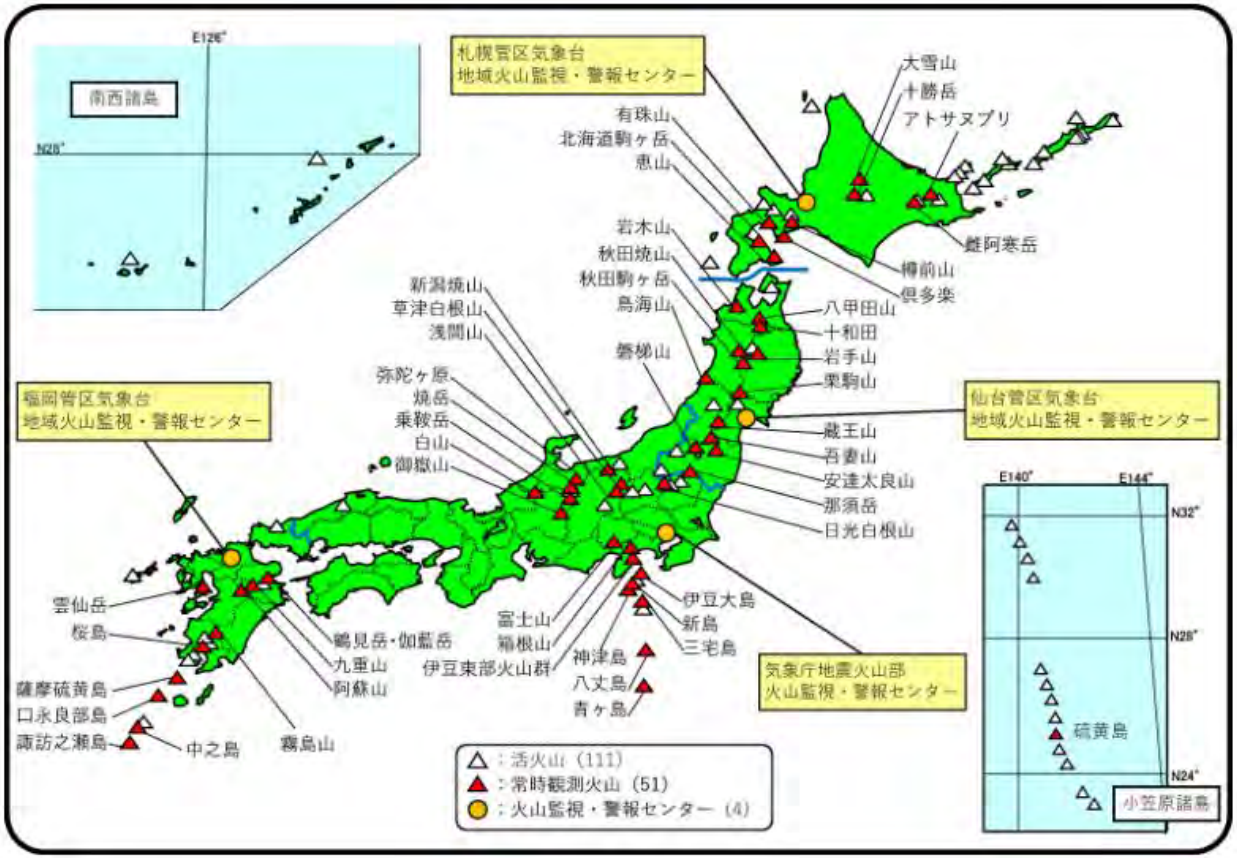

- 日本には111の活火山があり、そのうち 51火山に対して、中長期的な噴火の可能性や社会的影響を踏まえ、監視・観測体制を充実
- 火山監視警報センターで24時間体制の監視を行い、火山活動の変化を常時把握（常時観測火山）

※引用：気象庁ウェブサイト

火山災害の主な種類

■**溶岩流**
　マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下るもの
　流下速度は比較的遅く基本的に人の足による避難が可能

■**火砕流**
　高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下
　流下速度は時速数十kmから百数十km、温度は数百度

■**火山砕屑物**（かざんさいせつぶつ）
　直径　64mm以上　　**火山岩塊**（かざんがんかい）
　直径　2mm～64mm以下　**火山れき**
　直径　2mm以下　　**火山灰**

※引用：気象庁ウェブサイト

火山灰の特徴

横浜市

徐々に積もる
（雪害と類似）

徐々に積もるため、短時間で被害が発生するわけではなく、時間経過により徐々に堆積し被害が発生する。

触れても危険性は低い
（雪害と類似）

触れても命に危険があるわけではない。ただし、火山灰が目・鼻・喉・気管・肺などを刺激し、健康被害が起きる場合あり。

除去しない限り無くならない
（地震災害・土砂災害等と類似）

時間が経過しても溶けたり無くなったりしないため、除去作業を行う必要がある。

雨により固まる
（土砂災害等と類似）

火山灰の状態（左から乾燥時・湿潤時・湿潤後の乾燥時）

火山灰は湿ると堆積した場所にこびりついたり、乾燥後に固まったりする。細粒の火山灰ほど流されずにこびりつきやすい。

再移動する
（雪害と類似）

乾燥状態の場合、風や人の活動により地面に積もった火山灰が、再度巻き上げられて、視界を遮る原因となる。

風下へ運ばれる
（他災害と相違）

風の影響を強く受け、被害は噴火口から風下で発生。

砂塵に比べて融点が低い
（他災害と相違）

航空機のエンジンに火山灰が入ると、溶融した後に冷えてタービンブレード等に付着してしまうため、飛行中のエンジン停止など異常の原因となる。

導電性がある
（他災害と相違）

火山灰を用いた碍子の閃絡実験

火山灰は湿ると火山ガス成分や塩基類によって導電性を持つことがあり、閃絡等による停電などが起きることがある。

【出典】広域降灰WG報告　参考資料１「火山灰の特徴について」をもとに作成

※出典：首都圏における広域降灰対策ガイドライン

有史以降の富士山噴火の状況

※出典：気象庁ウェブサイト

横浜市

	年代	活動経過・被害状況等
①	781年	8月。降灰。
②	800～802年	800年4月15日噴火、降灰多量、スコリア降下、溶岩流。噴火場所は北東山腹。801年も噴火し、降灰砂礫多量、足柄路は埋没、802年に箱根路が開かれた。
③	864～866年	864年6月に噴火、降砂礫多量。噴火場所は北西山腹。「せのうみ」を精進湖、西湖に二分、北東に流れたものは吉田付近に達する。
④	937年	噴火場所は北山腹。スコリア降下、溶岩流。
⑤	999年	3月26日。詳細不明。
⑥	1033年	1月19日。スコリア降下、溶岩流。噴火場所は北山腹。
⑦	1083年	4月17日。
⑧	1435または1436年	スコリア降下、溶岩流。噴火場所は北山腹。
⑨	1511年	8月。
⑩	1707年（宝永噴火）	12月16日噴火。軽石・スコリア降下。噴火場所は南東山腹（宝永火口）。噴火1～2ヶ月前から山中のみで有感となる地震活動。十数日前から地震活動が活発化、前日には山麓でも有感となる地震増加。12月16日朝に南東山腹（現在の宝永山）で爆発し、黒煙、噴石、空振、降灰砂、雷。その日のうちに江戸にも多量の降灰。

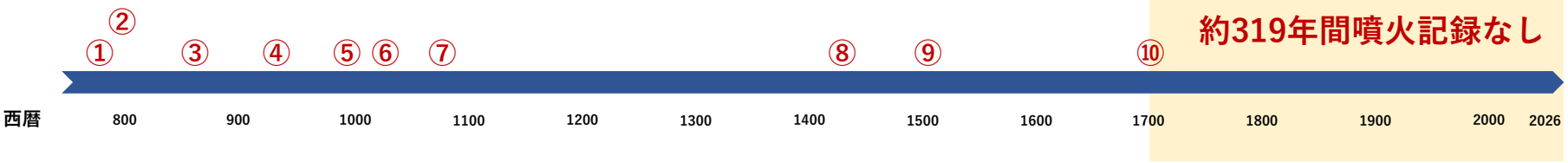

多くの死者・行方不明者が出た火山噴火の状況

横浜市

NO	噴火年月日	火山名	犠牲者（人）	備考
1	1926年5月24日	十勝岳	144（不明者含）	融雪型火山泥流による「大正泥流」
2	1940年7月12日	三宅島	11	火山弾・溶岩流などによる
3	1952年9月24日	ベヨネース列岩（伊豆諸島南部）	31	海底噴火（明神礁）、観測船第5海洋丸遭難により全員殉職
4	1958年6月24日	阿蘇山	12	噴石による
5	1991年6月3日	雲仙岳	43（不明者含）	火砕流による「平成3年(1991年)雲仙岳噴火」
6	2014年9月27日	御嶽山	63（不明者含）	噴石等による

※出典：気象庁ウェブサイト

三宅島の噴火

2000年６月末から火山活動が活発化した三宅島では、９月２日に全島民への避難指示が発令、９月４日までに避難を完了。避難指示が解除されたのは2005年２月１日。避難指示の解除まで４年以上かかった。

2000年8月29日の三宅島噴火

※引用：三宅島噴火災害の記録

火山防災情報

横浜市

・噴火警報とは、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象の発生が予想される場合や、その危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」を明示して発表する情報

・噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して発表

噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル（キーワード）	火山活動の状況
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

※引用：気象庁ウェブサイト

横浜市災害対策本部の設置等に関する基準等（抜粋）

横浜市

・噴火警戒レベル等に伴う本市の対応

・**警戒体制**（市・区）

１　富士山の「**噴火警戒レベル３（入山規制）**」が発表された場合

２　富士山以外の火山で噴火した場合等で、責任者が必要と認める場合

・**警戒本部**（市・区）

１　市域に相当の被害等を及ぼす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

（1）富士山の「**噴火警戒レベル４（避難準備）**」が発表された場合

（2）本市周辺の火山で噴火が発生し、市域に火山灰が到達することが予測される場合

２　責任者が必要と認める場合

・**災害対策本部**（市・区）

１　市域に大規模な被害等を及ぼす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

（1）富士山の「**噴火警戒レベル５（避難）**」が発表された場合

（2）本市周辺の火山で噴火が発生し、市域に多量の火山灰の降灰が認められ、又は予測される場合

２　責任者が必要と認める場合

火山防災情報

- 噴火速報
  - ・登山者や周辺の住民に対して、噴火の発生を知らせる情報
  - ・火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表
- 降灰予報
  - ・火山灰の降る量に応じた適切な防災対応をとるための降灰量、範囲等の予測情報
  - ・定時、速報、詳細の３種類の降灰予報を市町村単位で発表

①降灰予報（定時）
・噴火の可能性が高い火山に対して、18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を予測し発表

②降灰予報（速報）
・噴火発生から１時間以内の降灰量や小さな噴石の落下範囲を予測し噴火後速やかに（5～10分程度）発表

③降灰予報（詳細）
・噴火発生後20～30分程度で、噴火発生から６時間先まで（1時間ごと）の降灰量や市町村ごとの降灰開始時間を予測し発表

※出典：気象庁ホームページ

新たな警報等の検討

横浜市

・新たに発表する火山灰警報等

※出典：広域に降り積もる火山灰対策に資する火山灰予測情報のあり方（報告書）

気象庁では、「広域に降り積もる火山灰対策に資する火山灰予測情報のあり方（報告書）」が令和７年４月に取りまとめられた。
今後火山灰に関する情報改善の実現に向け詳細な検討を進めていくこととしている。

種別	とるべき対応	累積火山灰量	影響
一段強い呼びかけ	原則避難※　火山灰により発生する重大な災害に厳重警戒する。	30cm以上	（30cm～）　降雨時に木造家屋が倒壊するおそれがある。
警報	自宅等で生活を継続(状況に応じて生活可能な地域へ移動)※　火山灰により発生する可能性のある大規模な交通障害やライフライン等の障害に警戒する。	3cm以上 30cm未満	（10cm～）二輪駆動車が通行不能となるおそれがある。 （3cm～）降雨時に二輪駆動車が通行不能となるおそれがある。
注意報	自宅等で生活を継続※　火山灰による交通やライフライン等への影響に注意する。	0.1mm以上 3cm未満	（1cm～）健康な人でも呼吸器に異常が起きるおそれがある。上水道の水質悪化や断水、下水道の使用制限のおそれがある。 （3mm～）降雨時に停電が発生するおそれがある。 （0.1mm～）鉄道が運行停止になるおそれがある。喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある。
	自宅等で生活を継続※　火山灰に留意して通常の生活を行う。	0.1mm未満	航空機が運航停止になるおそれがある。 目に入ったときは痛みを伴う。

横浜市の状況

横浜市

- 災害対策基本法に基づき、市及び防災関係機関が災害に対処するための基本的かつ総合的な計画
- 本市が行うべき具体的対策を「予防」「応急」「復旧・復興」の時系列で記載
- 地震、津波、風水害、火山災害、都市災害を主に想定

災害対策基本法

防災基本計画	← 策定・実施	内閣総理大臣 中央防災会議：閣僚等
防災業務計画	← 策定・実施	指定行政機関：中央省庁
防災業務計画	← 策定・実施	指定公共機関：独立行政法人

地域の実情に即した計画

地域防災計画	← 策定・実施	知事（市町村長） 都道府県（市町村）防災会議

横浜市防災計画

火山に関する概要（横浜市防災計画資料編抜粋）

横浜市

- 本市周辺の活火山

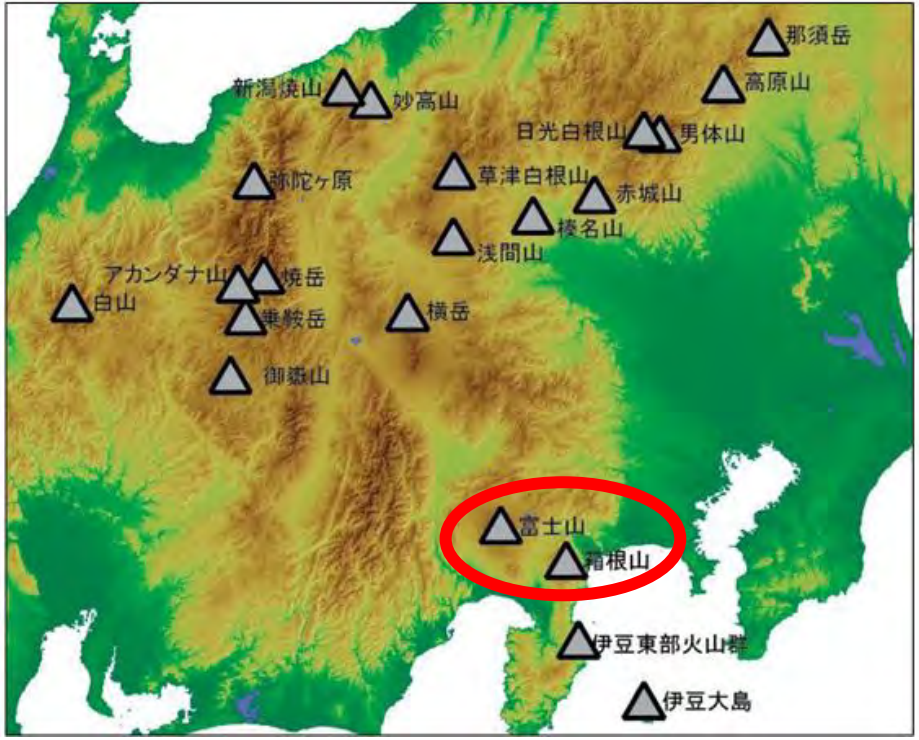

※出典：関東・中部地方の活火山（気象庁ウェブサイト）

本市に近い活火山としては、
箱根山、富士山が該当し、本市への影響としては、
富士山の大噴火による火山灰の降下（降灰）による影響が大きいと予測されている。

想定する災害規模及び被害（横浜市防災計画抜粋）

横浜市

・その他の自然災害　（火山災害）

・これまで富士山で発生した最大規模の噴火（平成16年に「富士山ハザードマップ検討委員会」で想定された噴火）を想定する（宝永噴火等と同程度の噴出量：約７億立米）。

・火山からの距離（箱根山の山頂から本市境まで約45km、富士山の山頂から本市境まで約70km）等の理由から、市域は、溶岩流や噴石等の影響はないとされており、主に富士山の噴火による火山灰の降下（降灰）による影響が大きいと予測されている。

・噴火の発生は間隔に明確な規則性がないため、発生時期の予測は困難とされている。

・これまで富士山で発生した最大規模の噴火を想定した場合の降灰は、本市付近においては、土石流の発生する可能性が高くなる10cm前後の堆積と予測されている。

・　現時点では、市域は活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に規定する火山災害警戒地域及び準警戒地域には含まれていない。

火山に関する概要（横浜市防災計画資料編抜粋）

横浜市

- 富士山降灰可能性マップ

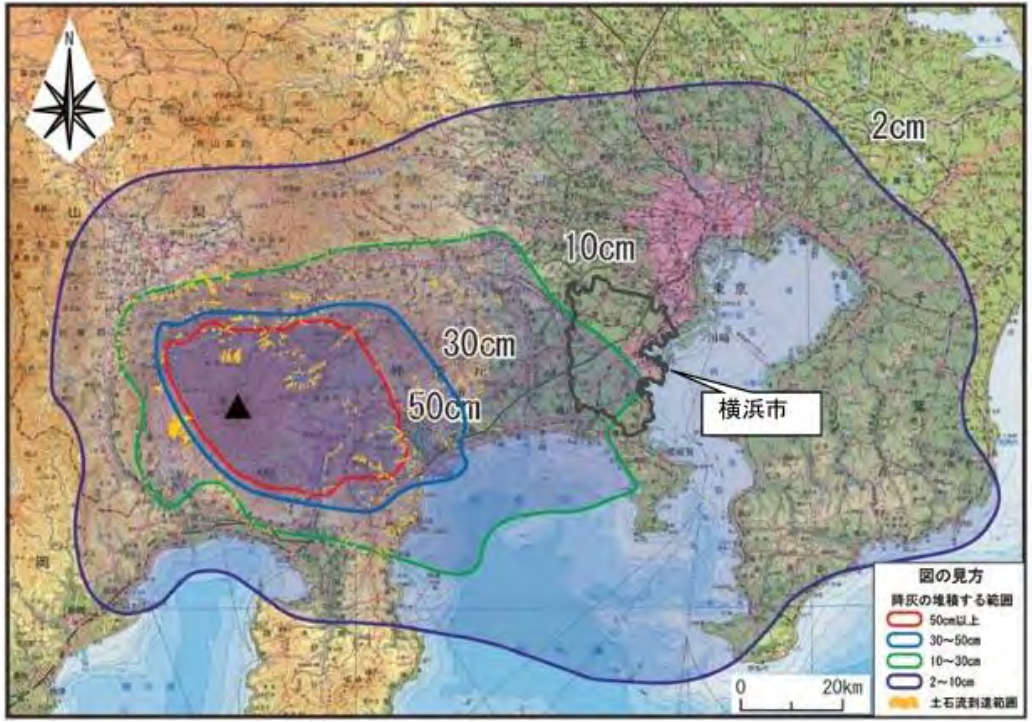

富士山において1707年宝永噴火と同程度の噴火が起きた場合、本市付近で10cm前後の火山灰が堆積する可能性がある。

※H16富士山ハザードマップ検討委員会作成
※一度の噴火で全範囲に堆積するものではなく、噴火の規模によって降灰の厚さは変わる。

横浜市の状況（横浜市防災計画抜粋）

横浜市

・予防対策

・国、県、市及び防災関係機関等は連携して、市民の安全、生活、経済活動等に及ぼす影響を軽減するため、降灰対策等について検討を進める。検討に当たっては、県・横浜・川崎・相模原防災・危機管理対策推進協議会、九都県市地震防災・危機管理対策部会等の場も活用する。

・市及び防災関係機関等は、道路通行不能、停電など降灰による影響を想定した対策の検討を進める。携帯電話等の電波を使用する機器、船舶などへの降灰による影響は不明とされているため、各管理者は、不測の事態に備え、対応についてあらかじめ定める。

・市は、民間団体等と、火山降灰時における応急復旧業務に関する協定等の締結を推進する。

横浜市の状況（横浜市防災計画抜粋）

横浜市

・予防対策

・市は、火山降灰対策に必要となる資機材・物資の備蓄等を行うほか、建物その他の施設で、特に火山降灰からの防護を要するものには、必要な対策を講じる。
・市は、他の災害対策と同様に、地域の自主防災組織、事業所、ボランティア団体等の育成を図り、また各団体等との連携を強化するとともに、地域全体が相互に協力できる体制の確立を図る。災害時要援護者への情報提供、相談対応等も他の災害と同様に体制を整備するとともに、地域における声掛け等の共助の取組が行えるよう支援を進める。
・市は、火山灰の処分方法について、関係機関との検討を行う。市は、市内での処分場選定を行うとともに、広域的な処分について、国及び県との協議を進める。また、火山灰の海洋投棄について、必要な法整備を行うよう、国に働きかける。

横浜市の状況（協定・国への働きかけ）

横浜市

・民間団体との協定の例

■火山災害発生時における応急措置等に関する横浜市と横浜道路清掃事業協同組合との協定

■災害時における緊急巡回及び応急措置等に関する横浜建設業協会及び神奈川県建設業協会横浜支部との協定

・国への働きかけ（九都県市首脳会議　地震防災・危機管理対策部会）

■首都圏における「地震防災対策等の充実強化」及び「国民保護の推進」に係る国への提案の実施

富士山等の大規模噴火による火山灰対策
富士山等の大規模噴火に備えるため、以下の対策に取り組むこと。
（１）～（３）略
（４）大量の火山灰の降灰があった際の火山灰の最終処分について、自治体や関係機関等の意見も尊重しながら、海上投棄を可能とするなどの法的整備等を早急に行うこと。また、処分等の費用について、活火山法等において、自治体の負担軽減策を位置付けること。
（５）～（７）略

横浜市の状況（横浜市防災計画抜粋・普及啓発）

横浜市

・予防対策

・市は、市民及び事業者等に対し、火山災害についての正しい理解が進むよう、火山災害に関する情報の提供や降灰等から身を守る手段等についての普及啓発に努める。

・市民は、日頃から、火山災害に関する知識等の習得に努めるとともに、マスク、目を守るゴーグル、衣料品などの備蓄、生活用水の汲み置き、地域での防災訓練等への参加、町の防災組織などを単位とした地域での降灰への対応要領の確認などに努める。

・普及啓発（ホームページ）

・火山灰による影響
・火山に関する情報　など

横浜市の状況（普及啓発）

横浜市

- 普及啓発（防災啓発冊子「防災よこはま」）

火山災害に備えよう

横浜市周辺には、富士山をはじめとして、箱根山や伊豆大島など、複数の活火山があります。本市においては、主に富士山が噴火した場合に、溶岩流や噴石等による被害はありませんが、「火山灰」の降下（降灰）による影響が予測されています。普段から情報を収集し、噴火警報・予報や降灰予報などの情報を得たときは、自分自身の身を守る行動をとりましょう。

降灰によって考えられる主な影響

■ 健康被害

- 火山灰が目に入ったり、大量に吸い込んだりした場合、目・鼻・のど・気管支に異常が出たり、ぜんそくの症状が悪化するおそれ
- 火山灰の刺激による皮膚の痛みや腫れ

■ 日常生活への影響

- 雨水を含んだ火山灰の重さによる家屋等への被害
- 火山灰が道路に降り積もることによる車のスリップ事故や通行不能
- 停電や断水の発生
- 電子機器の故障
- 農作物への被害

降灰に備えた準備

災害に備えた備蓄品・非常持出品（P10参照）に加えて次のものなどを準備しましょう。

- 防じんマスク、ゴーグル
- 清掃用具（ほうき、ショベルなど）

降灰があった場合にとるべき行動

- 防じんマスク、ゴーグル（または眼鏡）を着用する。
  ※目への刺激を防ぐため、コンタクトレンズは使わない
- 灰が目に入ったら、手でこすらずに水で流す。
- 長袖、長ズボン等を着て、皮膚を守る。
- 交通事故に気をつける（降灰量によっては、外出や運転を控える）。
- ドアや窓を閉め、建物の中に灰を入れないようにする。

火山灰の清掃をするときには…

- 防じんマスクやゴーグル（または眼鏡）を着用しましょう。
- 火山灰が風で巻き上げられるのを防ぐため、事前に積もった火山灰を水で湿らせます。
  ただし、濡らしすぎると灰が重くなり、清掃が困難になったり、家屋に荷重がかかったりするため、注意が必要です。
- 家族、近所へ声かけをして、地域で助け合いながら清掃しましょう。

富士山の噴火

富士山は、活火山であり、幾度も噴火等の火山活動を繰り返しています。1707（宝永4）年に大規模な噴火が発生して以来現在までの300年ほどは比較的静かな状況が続いていますが、今後、それと同規模又はそれを上回る噴火の発生可能性も否定されていません。また、噴火の発生間隔に明確な規則性がないことから、将来の発生時期を予測することも困難であるとされています。

宝永噴火と同程度の大規模噴火が発生した場合、本市付近においては、降雨時に土石流の発生する可能性が高くなる10cm程度の堆積が予測されています。

降灰量（積もった厚さ）	規模	想定される被害など	対処法
64cm	極めて大量	60%の木造家屋が全壊	堅固な建物に避難
50cm		30%の木造家屋が全壊	
32cm		降雨時、30%の木造家屋が全壊	
30cm	大量	降雨時、木造家屋が全壊するおそれあり	危険があれば避難
10cm	極めて多量	降雨時、土石流が発生	屋内退避
5cm		道路が通行不能	
2cm		何らかの農業被害が発生するおそれあり	
1mm以上	多量	車の運転は控える	外出を控えて窓を閉めるか、マスクなどで防護
1mm未満	やや多量	車は徐行運転となる	
0.1mm未満	少量	車のフロントガラスに灰が積もる	

気象庁（火山に関する情報や資料の解説）

気象庁　火山に関する情報や資料の解説　検索

防災科学技術研究所（火山災害）

防災科学技術研究所　火山災害　検索

- 降灰によって考えられる主な影響
- 降灰に備えた準備
- 降灰があった場合にとるべき行動

など

横浜市の状況（横浜市防災計画抜粋）

横浜市

・応急対策（都市機能・ライフライン等の応急復旧）＜道路＞

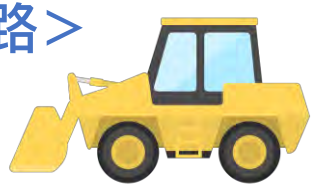

・道路管理者は、道路、その他の道路施設における降灰による被害を調査して、関係機関に周知するとともに、努めて早期に除灰を行い、その復旧を図る。道路啓開方針の策定要領は共通対策に準ずる。

・除灰作業の優先順位は、原則として、①緊急交通路・緊急輸送路、②災害応急対策に必要となる施設（区役所・消防署・物資集配拠点等）に接続する道路、③交通量が多い道路等、市民生活の早期安定のため市本部長が必要と認める道路とする。
・市は、協定等に基づき、道路清掃事業者及び建設事業者に除灰作業への協力を要請する。また、必要に応じて、他都市に対して、相互応援協定等に基づく、人員及び資機材の応援を要請する。

・除灰作業に当たっては、道路の側溝等に流さないよう留意する。万一流入した場合は、事業者等の協力を得るなど、早期に除去作業を行う。

横浜市の状況（横浜市防災計画抜粋）

横浜市

・応急対策（都市機能・ライフライン等の応急復旧）＜水道・下水道＞

・市（水道局）は、水道水の水質及び供給を維持するために必要な措置を講ずる。

・浄水施設においては、原水水質に応じた処理及び必要な措置、降灰被害軽減のための施設への覆いの設置、機器損傷を防ぐための除灰作業、処理能力低下等の被害発生時における他系統からのバックアップによる対応等を行う。

・配水施設においては、露出管路、ポンプ施設等の制御設備の状況を確認し、必要な処理を行う。

・水道施設に被害を生じた場合は、速やかに復旧活動を行う。

・市（水道局）は、水質悪化、電力及び薬品等の供給停止により浄水処理が停止となり、断水となる場合は、応急給水を行う。

・市（下水道河川局）は、降灰時においても水処理機能、雨水排水機能を維持するために必要な措置を講ずる。

・下水道施設に被害が生じた場合は、主要施設から復旧を図り、影響を最小限にするよう努める。

・管きょ内に降灰が流入し、詰まりが生じた場合は、清掃等の必要な措置を講じる。

・水再生センター及びポンプ場は、降灰の流入による施設の機能低下を防止するため、施設を点検し、異常が確認された場合は、施設の閉塞、汚泥の流出防止のための汚泥の引き抜き量、送泥量の管理を行うなどの必要な措置を講じる。

横浜市の状況（横浜市防災計画抜粋）

横浜市

・応急対策（宅地等の降灰対策）＜宅地等＞

・宅地等における降灰の除去、障害の軽減は、原則として、所有又は管理等を行う者が自ら実施する。除去した降灰は、市が指定する「宅地内降灰指定置場」に集積する。

・除灰作業に当たっては、火山灰を道路の側溝等に流さないよう留意する。

・応急対策（火山灰の収集・処分等）

・火山灰の収集、市が指定する集積場所等までの運搬は、原則として、土地の所有者又は管理者が行う。なお、集積場所等への運搬開始の時期は、市が道路除灰状況等を勘案し指示する。

・市は、収集した火山灰（宅地以外への降灰）を一時的に保管するため、市、国、県等が所有する遊休地、公園等の土地を関係者等と調整し、仮置き場として確保する。市域の降灰状況等、並びに除灰及び運搬の効率性を勘案して仮置き場を指定し、必要に応じて、一次、二次仮置き場を指定する。

・宅地内降灰指定置場に集積された火山灰の仮置き場までの運搬は、市（資源循環局）又は収集請負業者等が行う。火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないよう努める。

・市（防災・危機管理統括本部、関係局）は、火山灰（宅地以外への降灰）の運送及び処分等、現時点において定めのない事項について、国及び県と連携して、方策の立案を行う。

横浜市の状況（横浜市防災計画抜粋）

横浜市

・応急対策（健康被害への対策）

・市（医療局、各区）は、健康被害への対策として、目及び呼吸器の保護などを市民等へ広報する。主な広報事項は、①ゴーグル、マスクの着用等、②外出をなるべく控えること（特に呼吸器系の基礎疾患を有する方は注意を要すること）、③帰宅時のうがい、手洗い、洗顔等、④火山灰が目に入った場合は流水で洗い流すこと、等とする。

・市（医療局、各区）は、市民等からの健康相談に対応する。

・除灰作業に従事する者（市職員、事業者等を含む。）は、火山灰に長時間暴露することとなるため、作業中はマスク等の保護具を着用する。また、作業の責任者は、交代要員の確保についても配意する。

横浜市の状況（横浜市防災計画抜粋）

横浜市

・応急対策（施設管理者等の対策）

・市（各区局）は、降灰が予測された場合は、直ちに、窓を閉める、出入口を限定する、全館空調換気システム等を運転停止して吸排気口を保護するなど、火山灰の建物内への侵入防止措置を実施する。また、停電に備え、非常用電源の確保、非常用発動発電機への火山灰侵入防止措置などを実施する。

・市（各区局）は、降灰が予測された場合は、不要不急の車両の使用を控える。運行中であれば、速やかに帰庁し、可能な限り地下駐車場などの屋内への移動を実施する。また、必要に応じて、吸気への火山灰侵入防止措置などを実施する。

・市（消防局）は、大気中の火山灰の濃度が飛行可能な範囲であっても、災害対応のため、緊急かつやむを得ない場合を除き、航空機（消防局ヘリコプター）の運航を控え、格納庫内に移動させる。

・市（こども青少年局、教育委員会事務局、各学校）は、児童生徒の安全を確保する。

・市（各学校）は、市域において降灰予報が発表された場合は、原則として休校とする。降灰予報の発表時刻に応じて、児童生徒の登校前の臨時休校措置をとる、又は登校している児童生徒について保護者への引き渡し等により安全に下校させるものとする。

・市（各学校）は、降灰が継続している間は、原則として休校とするが、降灰の程度を踏まえ、児童生徒の安全確保及び学校活動に支障がない場合は、学校長の判断で教育活動を継続又は再開できる。

国等の検討状況（首都圏における広域降灰対策ガイドライン抜粋）

横浜市

・首都圏における広域降灰対策ガイドライン（令和７年３月）

「できる限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続する」ことを広域降灰対策の基本方針として掲げ、国、地方公共団体、関係機関等が各地域における降灰対策を検討するに当たっての参考となるよう、その考え方や留意点を取りまとめたもの

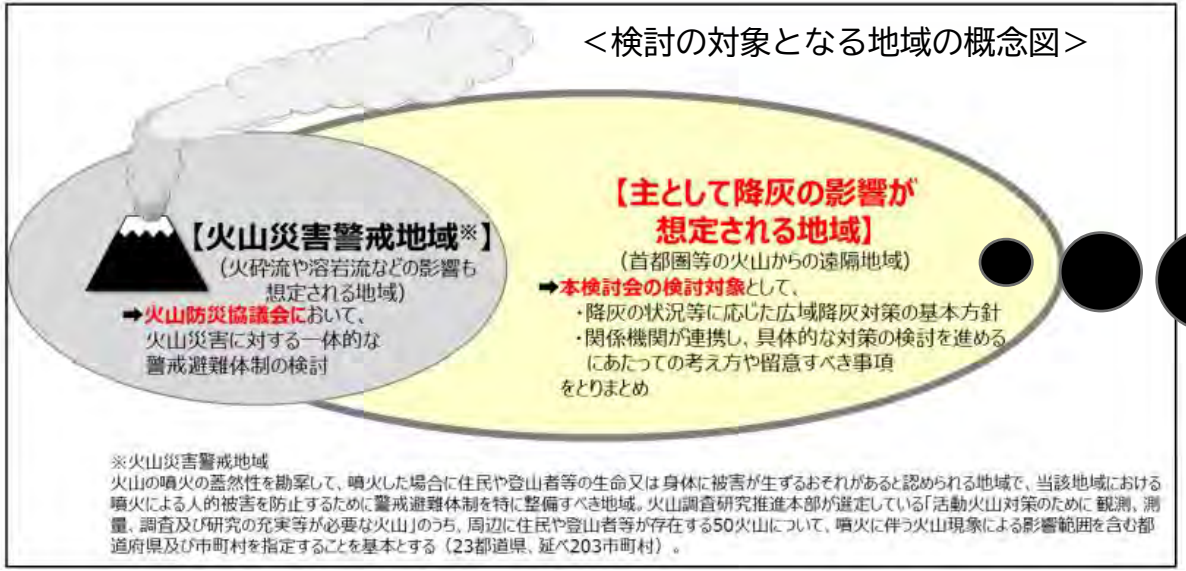

本市は
主として降灰の影響が想定される地域に該当

※出典：首都圏における広域降灰対策ガイドライン

国等の検討状況（首都圏における広域降灰対策ガイドライン抜粋）

横浜市

- モデルケースの降灰分布（西南西風卓越）

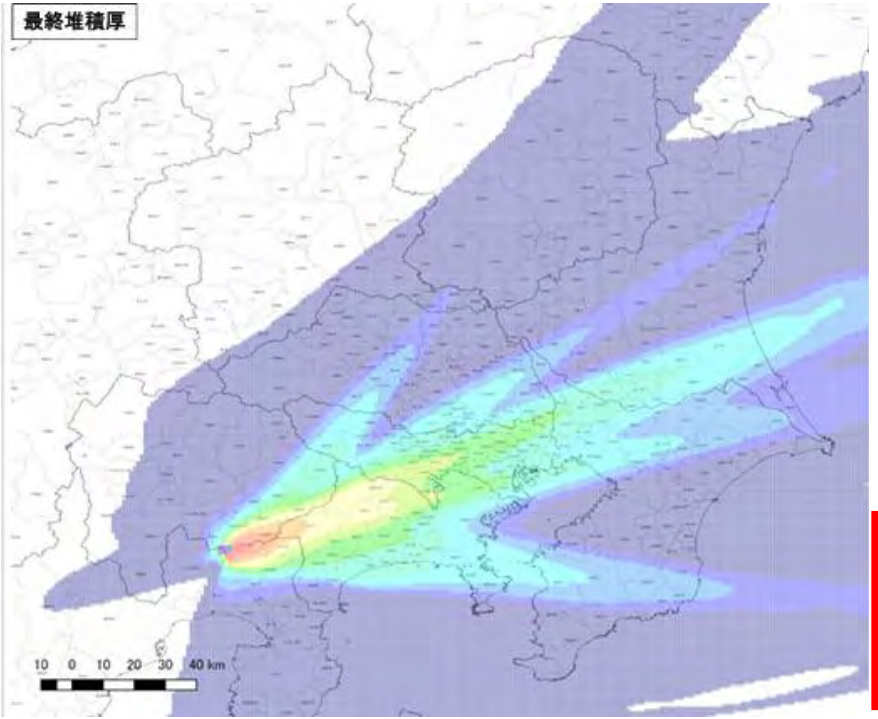

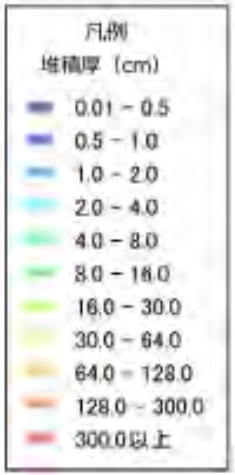

神奈川県と東京都が降灰分布の中心となる風向きのケース（西南西風卓越）の場合、
本市では大半が２ｃｍ～８ｃｍ程度の降灰分布に該当し、一部８ｃｍ～に該当する場所もある

※実際の噴火時には、風向、噴火の規模及び継続時間等により、降灰の状況は変わることを理解しておくことが重要

※引用：大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ資料

国等の検討状況（首都圏における広域降灰対策ガイドライン抜粋）

横浜市

・ステージに応じた被害の様相と広域降灰対策の基本的な考え方

防災対策検討のための区分 ＼ 事項	ステージ４	ステージ３	ステージ２	ステージ１
被害の様相 降灰量等	降灰量30cm以上 降灰後土石流が想定される範囲	降灰量３～30cm 被害が比較的大きい	降灰量３～30cm 被害が比較的小さい	降灰量微量～３cm
建物倒壊	木造家屋倒壊の可能性（降雨時）	体育館等の大スパンの大型建物は損壊の可能性		－
輸送・移動、物資・ライフライン供給	道路通行・物資供給困難 ライフライン影響大（長期化）		道路通行・物資供給困難＊1 ライフライン影響小	鉄道・航空機等運行停止 物資供給支障
住民等の＊2 基本的な行動	**原則避難**	**自宅等で生活を継続** **(状況に応じ生活可能な地域へ移動)**	**自宅等で生活を継続**	**自宅等で生活を継続**
	噴火直後は、自宅や堅牢な建物に退避	－	－	－
通院による人工透析や介護サービスが必要な人等＊3	原則避難	原則避難	自宅等で生活を継続 (状況に応じ医療の対応可能な地域へ移動)	自宅等で生活を継続
輸送・移動手段及び物資供給	要救助者等がいる場合、**避難・救助を最優先**に確保	**ライフライン復旧及び物資供給を最優先**に確保	**ライフライン復旧・維持を最優先**に確保	除灰等の準備・影響ある分野は除灰開始
ライフライン分野の対応	（域外に避難した地域は、優先順位低）	障害が**長期化・影響が大きい**状況から、**少しでも早い復旧**に取り組む	**早期の復旧**に取り組み、復旧後は、ライフラインを**維持**する	影響は一部に留まるため、**復旧**及びライフラインの**維持**に取り組む

※引用：首都圏における広域降灰対策ガイドライン

国等の検討状況（首都圏における広域降灰対策具体化協議会抜粋）

横浜市

・首都圏における広域降灰対策具体化協議会について

内閣府、東京都が共同で「首都圏における広域降灰対策具体化協議会」を開催し、東京都をモデルケースとして、富士山噴火時の降灰分布や影響に関するシミュレーションに基づき、災害リスク評価として、関係機関が連携して広域降灰対策の具体化を推進するための協議を行うことを目的に令和８年３月に発足。

協議会の下にワーキンググループが３つ設置され、富士山噴火を想定した具体的な対策の検討を始めたところです。

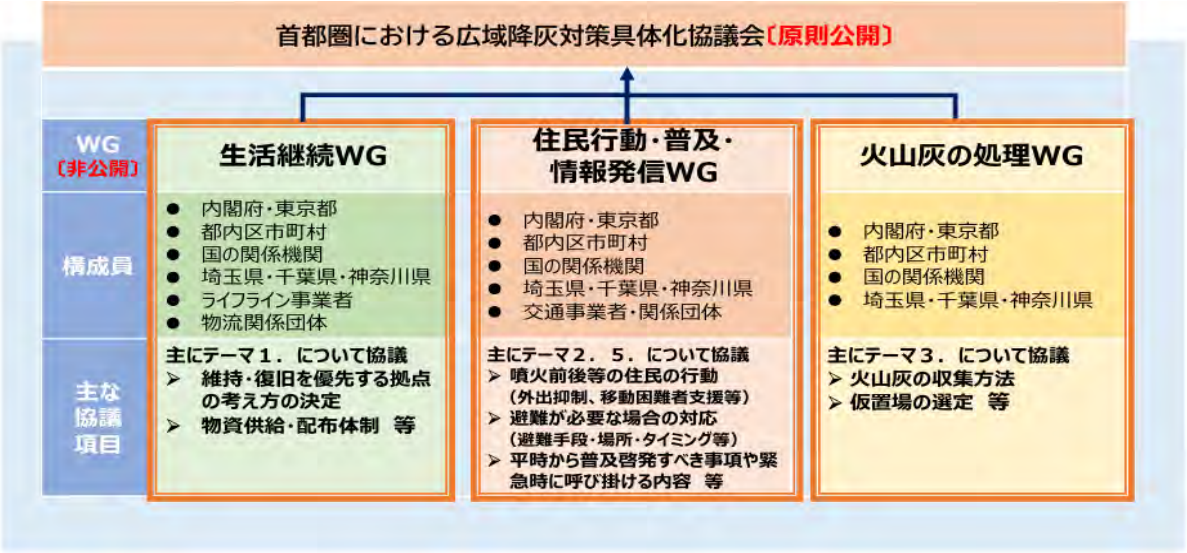

※引用：首都圏における広域降灰対策具体化協議会資料

国等の検討状況（首都圏における広域降灰対策具体化協議会抜粋）

横浜市

- 具体化協議会における今後の協議の進め方

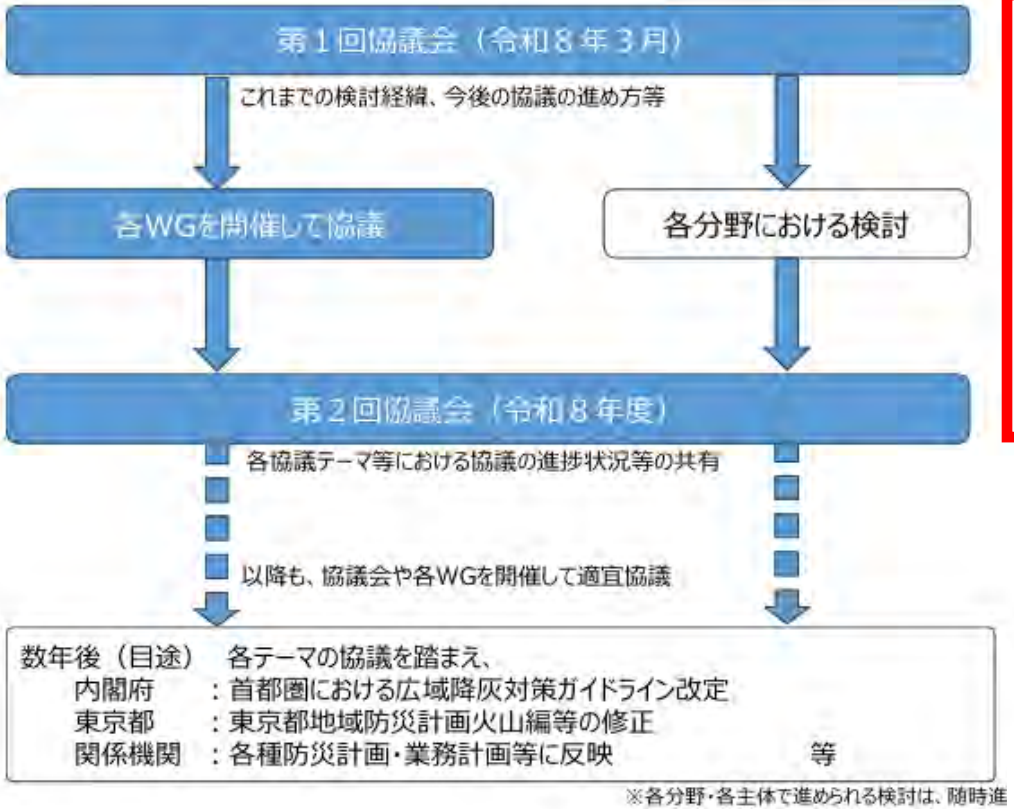

今後、各ワーキンググループでの協議内容を次回以降の協議会で共有することとなっており、本市においても「首都圏における広域降灰対策具体化協議会」の動向を踏まえながら、火山災害対策の具体的な検討を行っていく。

※引用：首都圏における広域降灰対策具体化協議会資料

３　災害時の情報発信について

1　広報の実施体制について

横浜市

大規模災害発生時においては、次の体制により広報を実施します。

■　市災害対策本部に**広報・報道チーム**を設定し、市本部における広報の実施（市民等への災害関連情報の提供）及び報道機関を通じた情報提供を行います。

市災害対策本部の状況
東日本大震災発災初期

市災害対策本部
訓練の状況
広報・報道チーム

災害対策本部

- 本部長（市長）
  - 副本部長（副市長、危機管理監）
    - 統括調整部
      - 本部運営チーム
      - 救出・救助チーム
      - 被災者支援チーム
      - **広報・報道チーム**
      - 総務チーム
    - 応急対策部
    - 被災者対策部
    - 復旧対策部
    - 各局
    - 区災害対策本部
      - 地区隊
      - 消防地区本部

２　広報媒体について

横浜市

市災害対策本部において以下の媒体により災害時広報を実施します。

■　広報に当たっては、あらゆる人に情報が届くよう、可能な限り複数媒体を用いて情報伝達手段の多様化を図るとともに、視覚・聴覚情報の併用、多言語又はやさしい日本語を用いるなど適切な配慮に努めます。

市ウェブサイト等	市公式ウェブサイト　横浜市防災情報ポータル　横浜市避難ナビ
電子メール等	防災情報Eメール　緊急速報メール
SNS	市公式LINE　横浜市防災・危機管理X
テレビ	Lアラート　よこはまテレビプッシュ
屋外スピーカー	防災スピーカー、津波警報伝達システム用スピーカー
その他	臨時災害放送局、ラジオ、報道発表、広報紙、掲示板、広報車等

3　火山災害時の広報内容について

横浜市

火山災害発生時は被害の拡大防止、市民生活の早期安定を図るため、次の事項について広報を行います。

■　「災害時の広報内容」

①　災害の状況に関すること

②　避難指示等に関する情報

③　応急対策活動等の状況

④　医療情報（病院、診療所及び薬局等の再開状況）

⑤　避難場所の開設状況

⑥　ライフライン等の被害・復旧状況

⑦　生活支援情報　（被災者支援、罹災証明書等）

⑧　死傷者・行方不明者の公表

⑨　火山災害時に関すること

・火山灰の特性及び注意事項

・降灰による健康被害防止に関する事項

・噴火警戒レベルに応じた噴火の状況、安全情報等の提供

・除灰に関する事項等

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

YOKOHAMA